

令和6年度スポーツビジネスモデル企業創出等業務委託仕様書

1 業務名 令和6年度スポーツビジネスモデル企業創出等業務

2 目的

今世紀に入り、「スポーツビジネス」産業が世界で目覚ましい成長を続けており、特に欧米ではプロスポーツを中心に、その拡大は大きさを増す一方、我が国では依然としてスポーツとビジネスには距離感があり、相互が積極的に交流し、課題解決や新たなビジネスを創出する地域風土が出来ておらず、世界から後れを取っている状況である。

一方、本県に目を移すと、県では、世界に挑戦する佐賀ゆかりのトップアスリートの育成を通じてスポーツ文化（する、育てる、観る、支える、稼ぐ）の裾野を拡大し、さらなるトップアスリートの育成につながる好循環を確立することで、スポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを進めるプロジェクトである「SAGA スポーツピラミッド構想 (SSP 構想)」を推進している。また、県内には、大都市以外の地方では唯一、3つのプロスポーツチーム（サガン鳥栖 (J1)、久光スプリングス (V1)、佐賀バルナーズ (B1)) を有するとともに、SAGA アリーナを始めとする多種多様な競技に対応した施設や競技生活に適した環境など、スポーツに関する資源が全国でも類を見ないほど豊富にある。

そこで県では、全国に先駆けて、世界標準であるスポーツで「稼ぐ」文化を浸透させるべく、県内の豊富なスポーツ資源と他産業のリソースを組み合わせる（ビジネスマッチング）などして、今までにない新しいサービスを生み出し、県内のスポーツチームと企業の価値を高める取組を推進していくとともに、本業務により、スポーツビジネスのロールモデルとなる企業を創出し、その取組内容等を広く周知することで、県内のスポーツビジネス産業の振興及びスポーツとビジネスの距離感を縮める風土改革に取り組んでいきたい。

ビジネスを絡めて経済を好循環させる仕組みを構築することで、SSP 構想に掲げるスポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを進めていきたい。

3 業務内容

県内企業のスポーツビジネスの普及拡大に向けて、以下の業務を実施すること。

- (1) スポーツビジネスのロールモデル企業創出のための伴走支援
- (2) スポーツビジネス展開に関する相談対応
- (3) シンポジウム等の開催
- (4) 報告会の開催
- (5) 佐賀県との協議等
- (6) その他

- (1) スポーツビジネスのロールモデル企業創出のための伴走支援

新たなスポーツビジネスへの展開に取り組む意欲があり、アイデアを持っている県

内企業（以下「モデル企業」という。）に対し、事業成長を助けるパートナー（アクセラレーター）として年間を通じて支援を行い、支援終了後もビジネスベースでの展開が可能なビジネスプランを作成すること。なお、支援内容としては、ビジネスプランを作成するために以下のような内容を想定している。

<支援内容等>

○ 内容（例）

- (ア) 事業プラン・ブランディング、企業課題への対応などについて、豊富な実行支援の実績を有するメンターによるメンタリング
- (イ) スポーツビジネスに関連する企業、バイヤー、金融機関など、第一線で活躍されている外部講師による指導
- (ウ) ビジネスパートナーとして相応しい者とのマッチング支援
- (エ) 製品/サービスのプロトタイプ製作に当たっての支援
- (オ) テストマーケティングに当たっての支援及びテストマーケティング実施後の商品改良に向けたアドバイス
- (カ) 資金調達、ECサイトの構築など、新規参入、事業拡大に当たっての支援
- (キ) その他、ビジネスプラン作成に必要な支援

○ 支援におけるタイムライン（例）

タイムライン	支援内容
はじめに	ビジネスイメージの設定（何をやりたいのか・ターゲットは誰なのか等イメージの共有化、主要アクティビティ・リソース・ビジネスパートナー等の整理 等）
初期～中期	顧客への価値（バリュープロポジション）づくり、顧客の分類（顧客セグメント）、流通チャネル仮説の策定、ビジネスリスクの調査検討（ビジネスリスクアセスメント） 等
中期～後期	コスト要素の整理・コスト構成図の策定（コストストラクチャー）、収入源の整理、確認（レベニューストリーム） 等
最終	テストマーケティングの実施、実証事業の取組 等

<支援期間等>

支援期間等については以下を想定している。

- 令和6年6月：モデル企業の募集開始
- 令和6年7月：モデル企業の選定
- 令和6年7月：モデル企業への支援開始（令和7年2月末まで）
- 令和7年2月：報告会の開催（(4)に詳細を記載）
- 令和7年3月：実績報告及び成果品の納品

<伴走支援に当たっての留意事項>

- モデル企業がビジネスプランを作成する事業としては以下を想定している。なお、ビジネスプランは、「単にモデル企業が稼ぐのみ」のプランではなく、「ビジネス自体がアスリートのためになる（例：アスリートと一緒に栄養食を開発する）」「収益の一部が佐賀のアスリートのために使われる（例：売上の10%をチームに寄附）」など、佐賀のアスリートに還元できるプランである必要がある。
 - ① 佐賀を拠点とするプロチーム・競技団体・アスリート個人と連携したビジネス
 - ② SAGAアリーナ、九州クライミングベース SAGA、鳥栖レスリングセンター、ヨットハーバーなど公の競技施設を活用したビジネス
 - ③ さが桜マラソン、全国都道府県eスポーツ選手権など、集客力の高いスポーツイベントと連携したビジネス（大会を活用して展開するビジネス）
 - ④ その他、SSP 構想が目指す「スポーツを活かしたビジネスシーンが広がる社会の実現」に向け、県が適当と認める事業
- ※単なる「スポンサーシップ締結」は除く
- ※eスポーツも含む
- スポーツビジネスに取り組むことをチャンスと捉えているモデル企業に対し、当該企業の成長及び発展に繋げるため、技術的や経営的な視点等から、企業価値向上となるような支援を行うこと。
- モデル企業とは連絡を密に取り、必要に応じて ICT 等を活用するなどして、きめ細やかな支援を行うこと。なお、モデル企業及び県が必要と判断した場合は、対面での打ち合わせを実施すること。
- 支援する企業と打ち合わせ等を行う際には、県の担当者も可能な範囲で同席させること。また、打合せを実施した内容は、定期的に県へ報告を行うとともに、疑義等が生じた場合はその都度、県へ確認すること。
- モデル企業募集の周知、県内企業の情報収集等に関して県と協力して、商工団体や佐賀県イノベーションセンター等と積極的に連携すること。
- 上記内容を踏まえ、モデル企業の創出のために有効な手段、方法等があれば、提案書に盛り込むこと。

(2) スポーツビジネス展開に関する相談対応

スポーツビジネスに関して、既の実証やビジネスプラン構築に着手しており、継続的なブラッシュアップを試みる意思を有する県内企業に対し、事業成長を助けるパートナー（アクセラレーター）として適切な助言等を行うこと。なお、助言等の内容としては、以下のような内容を想定している。

<助言等の内容（例）>

既の実証や着手しているビジネスプランに関して、事業プラン・ブランディング、

企業課題などの相談、ビジネスパートナーとのマッチングについての相談 等

<相談対応に当たっての留意事項>

- 相談を受けたい県内企業はまず、県に相談を行い、県と受託事業者が相談の上、受託事業者において対応が可能と判断したものについて実施する。
- スポーツビジネスに取り組むことをチャンスと捉えている県内企業に対し、当該企業の成長及び発展に繋げるため、技術的や経営的な視点等から、企業価値向上となるような支援を行うこと。
- 相談を受ける事業者とは必要に応じて ICT 等を活用するなどして、きめ細やかな支援を行うこと。なお、事業者及び県が必要と判断した場合は、対面での打ち合わせを実施すること。
- 相談を受けた内容は議事録を作成し、定期的に県へ報告を行うとともに、疑義等が生じた場合はその都度、県へ確認すること。
- 上記内容を踏まえ、相談対応等で有効なものがあれば、提案書に盛り込むこと。

(3) シンポジウム等の開催

スポーツビジネスについて、県内企業の機運を醸成させるために、県内企業向けのシンポジウム等を県内において開催すること。

<留意事項>

- 当業務の目的は、今後、ますます重要な産業になることが見込まれる「スポーツビジネス」を分かりやすく解説するとともに今後の可能性等について県内企業が勉強する場だと考えている。
- 開催内容は県と協議して決定すること。なお、以下のような内容を盛り込むことを想定している。
 - ・(1) で伴走支援を行った事業者や(2) で相談を受けた事業者において、ブラッシュアップされた事業プラン等を発表する場を設定すること。
 - ・シンポジウム終了後、参加者の名刺交換会を実施するなど、参加者の交流の場を設けること。
- 開催時期は令和7年1月～2月上旬を想定しているが、業務の都合等により変更は可能であり、その際は県と協議して決定すること。
- 実施方法は対面方式を想定しているが、状況によっては別方式でも可とする。なお、その際は県と協議して決定すること。
- 開催に係る業務は一式(※)、受託事業者が行うこととする。なお、内容については、参加者が理解しやすく、興味が湧くような内容とすること。また、マスコミと連携する等、シンポジウム等の内容が県内企業に広く行きわたるような仕掛けを組み込むこと。

※参加者のとりまとめ、講師との調整、運営に必要となる備品・消耗品等の調達、会

場の設営及び運営、当日の開催運営・開催記録、アンケートの集計・分析 等

- シンポジウム等の開催に当たっては、より多くの参加者を集めるため、周知に必要な期間（1月程度）を確保するとともに、ポスターやチラシの製作や各種広報媒体、SNS等を活用するなどして、集客に努めること。なお、県においても、県の広報媒体等を通じて集客に努めることとする。
- 上記の内容及び本県には、SAGA アリーナ、3つのプロスポーツが存在する等、スポーツに関するリソースが豊富にあることを踏まえ、シンポジウム等の開催もそれらを絡めた内容にすることが望ましく、何かアイデアがあれば、提案書に盛り込むこと。

(4) 報告会の開催

モデル企業及び県に対して、本業務の取組内容等についての報告会を実施すること。

<留意事項>

- 当業務の目的は、モデル企業向けの報告会は従業員等に対し、伴走支援した結果等を「自分事」として捉えてもらうために、また、県向けは業務全体の総括及び次年度以降の改善点等について情報を共有する場だと考えている。
- 報告に当たっては、専門的な用語等をなるべく避け、参加者が分かりやすく、理解できる内容とすること。
- モデル企業への報告会については対象者、開催方法等を企業側と調整して実施すること。
- 県への報告会については対面で行うこととし、場所は別途指示する。また、上記、(1)～(3)の実施した効果を検証・分析し、次年度以降の本業務に向けた改善点等を提案すること。
- 上記内容を踏まえ、報告会の開催で有効なものがあれば、提案書に盛り込むこと。

(5) 佐賀県との協議等

本業務を実施するに当たり、受託者は定期的に県と協議等を行うこと。

<留意事項>

- 県との定期的な協議を月1回程度実施し、協議後は速やかに議事録（概要程度）を作成し、県の確認を受けること。
- 協議に当たってはICT等を活用することは可とするが、県が必要と判断した場合は、対面により協議を実施すること。

(6) その他

(1)～(5)の業務を実施するに当たっては、次の点に留意すること。

- 契約締結後 15 日以内に、業務を実施するための実施スケジュール、実施体制及び業務に必要なその他の事項をまとめた計画書を県に提出して了解を得ること。
- 業務工程を管理するために、佐賀県との協議時に実施スケジュールに沿った進捗状況を報告すること。なお、進捗状況に応じて実施スケジュールを変更する場合には、県に提出して了解を得ること。
- 業務を行うに当たり、疑義等が生じた場合はその都度、県へ連絡し、判断を仰ぐこと。

4 本業務における目標

本業務の実施により達成を目指す目標を次のとおり定める。

項目	成果指標
伴走支援により創出したビジネスプラン	2 社
スポーツビジネス展開に関する相談対応	5 社程度（1 社当たりの相談回数は 3 回程度）
シンポジウム等の参加者人数	50 名程度

5 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6 委託上限額 11,699 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

7 成果物の納品

（1）成果物

受託者は次に掲げる成果物を納期内に納品すること。

成果物	納期
① 業務完了報告書【紙媒体及び電子媒体】	委託契約期間内
② 議事録【紙媒体及び電子媒体】	
③ 報告会及び佐賀県との協議（原則月 1 回以上実施する協議）に使用した資料【紙媒体及び電子媒体】	
④ 業務で使用した資料【紙媒体及び電子媒体】	
⑤ その他、提案書で提案した成果物等	

（2）納品部数

紙媒体及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を各 1 部納品すること。

（3）納品場所

佐賀県 SAGA2024・SSP 推進局 SAGA スポーツピラミッド推進グループ（〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59）への納品とする。

8 成果物の権利の帰属

- (1) 保護対象とすべき受託者のノウハウ等に該当するものを除き、本業務の成果品は全て県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく複製、貸与、流用又は廃棄してはならない。
- (2) 保護対象とすべき受託者のノウハウ等に該当するものがある場合は、業務完了までに具体的に県に示し、取り扱いについて県と協議しなければならない。

9 成果物の補足・修正

本業務完了後、県が成果物に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合、受託者は、県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施しなければならない。

10 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また、本業務を履行する上で取得又は保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、受託業務に適用される佐賀県情報セキュリティ基本方針及びその他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守しなければならない。

なお、受託者において、秘密保持契約が必要である場合は県と協議すること。

11 再委託の禁止

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は一部を、第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 県の承諾を得て受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合、受託者は、機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務について、再委託先も受託者と同様に負わせるための措置を実施することとし、実施する措置については、事前に県の承認を得なければならない。
- (3) 第三者に再委託等を行う場合、その最終的な責任は受託者が負わなければならない。

12 その他

- (1) 受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、県による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。
- (4) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上、必要な事項

については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めること。